

平成31年度

裁判官の配置, 裁判事務の分配,
代理順序及び開廷日割

鹿児島家庭裁判所

平成31年 1月 1日施行

平成31年 1月 16日変更

平成31年 3月 1日変更

平成31年 4月 1日変更

平成31年度鹿児島家庭裁判所裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割

第1 裁判官の配置

1 本 庁

判 事 (所 長)	松 井 英 隆
判 事	野々垣 隆 樹
判 事	毛 利 友 哉
判 事	恒 光 直 樹
判事補(特)	宍 戸 崇
判事補(特)	中 井 太 朗
判事補(特)	水 谷 遥 香
判事補	大 竹 泰 章

2 名瀬支部

判 事 (支部長)	赤 谷 圭 介
判事補(特)	黒 木 宏 太

3 加治木支部

判事補(特) (支部長)	田之脇 崇 洋
判事補(特) (本庁からてん補)	井 上 結美子

4 知覧支部

判事補(特) (本庁からてん補)	近 藤 貴 浩
------------------	---------

5 川内支部

判 事 (支部長)	高 見 進太郎
-----------	---------

6 鹿屋支部

判 事 (支部長)

堀 一 策

判事補(特)

山 田 悠一郎

7 種子島出張所

判 事 (本庁からてん補)

砂 古 剛

判 事 (本庁からてん補)

毛 利 友 哉

判事補(特) (本庁からてん補)

水 谷 遥 香

8 屋久島出張所

判 事 (本庁からてん補)

野々垣 隆 樹

判 事 (本庁からてん補)

日 景 聰

判 事 (本庁からてん補)

秋 吉 信 彦

9 徳之島出張所

判 事 (名瀬支部からてん補)

赤 谷 圭 介

判事補(特) (名瀬支部からてん補)

黒 木 宏 太

10 大口出張所

判事補(特) (本庁からてん補)

水 谷 遥 香

11 指宿出張所

判事補(特) (本庁からてん補)

中 井 太 朗

第2 事務分配

1 裁判事務

(1) 本 庁

ア 合 議 体

判 事

松 井 英 隆

判 事

野々垣 隆 樹

判 事

毛 利 友 哉

判 事

恒 光 直 樹

判事補(特)	宍 戸 崇
判事補(特)	中 井 太 朗
判事補(特)	水 谷 遥 香
判事補	大 竹 泰 章

- (ア) 法定合議事件の合議体の構成は別紙第1による。
(イ) 裁定合議事件の合議体の構成は所長の指名による。
(ウ) 休日及び時間外における合議事件の国選付添人選任は、別に定める裁判官令状当番表の順序により担当する。

ただし、鹿児島家庭裁判所の補職がない裁判官が当番となるときは、送致事件を担当する合議体の裁判長が担当する。

イ 単 独 体

- (ア) 家事事件

a 家事調停事件（遺産分割以外）

3/15	判 事	松 井 英 隆
4/15	判 事	毛 利 友 哉
4/15	判事補(特)	中 井 太 朗
4/15	判事補(特)	水 谷 遥 香

b 家事調停事件（遺産分割）

1/3	判 事	毛 利 友 哉
1/3	判事補(特)	中 井 太 朗
1/3	判事補(特)	水 谷 遥 香

c 家事審判事件（後見等開始事件（保全事件を含む。））

1/4	判 事	松 井 英 隆
1/4	判 事	毛 利 友 哉
1/4	判事補(特)	中 井 太 朗
1/4	判事補(特)	水 谷 遥 香

d 家事審判事件（後見等事件のうち後見等開始事件を除くすべて）

6/20 判 事 毛 利 友 哉

6/20 判事補(特) 中 井 太 朗

8/20 判事補(特) 水 谷 遥 香

e 家事審判事件（後見等事件以外）

1/3 判 事 毛 利 友 哉

1/3 判事補(特) 中 井 太 朗

1/3 判事補(特) 水 谷 遥 香

ただし、家事調停事件からの審判移行事件は、当該調停担当裁判官が担当する。また、子の氏変更審判事件は、日曜日から月曜日までの受付分を判事補（特）中井太朗に、火曜日から水曜日までの受付分を判事補（特）水谷遥香に、木曜日から土曜日受付分を判事毛利友哉に分配する。

f 家事雑事件（臨検等の許可状の請求事件を含む。）

1/3 判 事 毛 利 友 哉

1/3 判事補(特) 中 井 太 朗

1/3 判事補(特) 水 谷 遥 香

g 家事共助事件

1/3 判 事 毛 利 友 哉

1/3 判事補(特) 中 井 太 朗

1/3 判事補(特) 水 谷 遥 香

(イ) 少年事件

2/10 判 事 毛 利 友 哉

2/10 判事補(特) 中 井 太 朗

6/10 判事補 大 竹 泰 章

ただし、

- a 身柄送致事件の観護措置は、別紙第2の観護措置当番及び代理表の各当番裁判官が処理する。
- b 休日及び時間外における同行状（緊急同行状を含む。）の執行を受けた少年に対する観護措置は、別に定める裁判官令状当番表の順序により担当する。

ただし、鹿児島家庭裁判所の補職がない裁判官が当番となるときは、送致事件の担当裁判官が担当する。
- c 休日及び時間外における国選付添人選任は、別に定める裁判官令状当番表の順序により担当する。

ただし、鹿児島家庭裁判所の補職がない裁判官が当番となるときは、送致事件の担当裁判官が担当する。
- d 判事補大竹泰章が担当する少年保護事件のうち少年法第20条による検察官に送致すべき事件は、判事毛利友哉、判事補（特）中井太朗が各2分の1の割合で処理する。
- e 交通事件の集団審判は、判事補（特）中井太朗及び判事補大竹泰章が各2分の1の割合で担当する。
- f 種子島出張所及び屋久島各出張所に出張して審判するのが相当とされる事件は、当該出張所に家事事件処理のためにん補する裁判官がこれを処理する。
- g 刑訴法第430条第1項に定める準抗告事件は、判事補大竹泰章、判事補（特）中井太朗、判事毛利友哉に順次配てんする。

(ウ) 人事訴訟事件

1/3 判事 毛利 友哉
1/3 判事補（特） 中井 太朗
1/3 判事補（特） 水谷 遥香

(エ) 家庭裁判所における通常訴訟事件

1/3 判 事 毛 利 友 哉

1/3 判事補(特) 中 井 太 朗

1/3 判事補(特) 水 谷 遥 香

(オ) 家庭裁判所における保全命令事件

1/3 判 事 毛 利 友 哉

1/3 判事補(特) 中 井 太 朗

1/3 判事補(特) 水 谷 遥 香

(カ) 家庭裁判所における保全異議事件

1/3 判 事 毛 利 友 哉

1/3 判事補(特) 中 井 太 朗

1/3 判事補(特) 水 谷 遥 香

(キ) 再審事件

1/3 判 事 毛 利 友 哉

1/3 判事補(特) 中 井 太 朗

1/3 判事補(特) 水 谷 遥 香

(ク) 差戻事件

差戻事件の担当裁判官は所長の指名による。以下、管内支部及び出張所においても同様とする。

(2) 支部及び出張所

ア 名瀬支部

(ア) 合議体

裁 判 長 判 事 赤 谷 圭 介

右 陪 席 判事補(特) 黒 木 宏 太

左陪席裁判官は、隨時所長の指名する本庁の裁判官がてん補する。ただし、本庁で審理することが相当な場合には、本庁に回付することができる。

なお、少年の観護措置及びその更新に関する異議申立事件は、原則として本庁に回付する。

(イ) 単 独 体

a 家事事件

(a) 家事調停事件

2/3 判 事 赤 谷 圭 介

1/3 判事補(特) 黒 木 宏 太

(b) 家事審判事件

1/2 判 事 赤 谷 圭 介

1/2 判事補(特) 黒 木 宏 太

ただし、家事調停事件からの審判移行事件は、当該調停担当裁判官が担当する。

(c) 家事雑事件（臨検等の許可状の請求事件を含む。）

1/2 判 事 赤 谷 圭 介

1/2 判事補(特) 黒 木 宏 太

ただし、家事調停事件及び家事審判事件に付随する事件を除くものとし、家事調停事件及び家事審判事件に付随する事件は、当該調停担当裁判官及び当該審判担当裁判官がそれぞれ担当する。

b 少年事件

1/2 判 事 赤 谷 圭 介

1/2 判事補(特) 黒 木 宏 太

c 人事訴訟事件等

(a) 人事訴訟事件、家庭裁判所における通常訴訟事件及び再審事件

2/3 判 事 赤 谷 圭 介

1/3 判事補(特) 黒 木 宏 太

(b) 家庭裁判所における保全異議事件

判事 赤谷圭介

(c) 家庭裁判所における保全命令事件

判事補(特) 黒木宏太

イ 加治木支部

(ア) 家事事件及び家庭裁判所における保全命令事件全部

判事補(特) 田之脇崇洋

(イ) 人事訴訟事件、家庭裁判所における通常訴訟事件及び再審事件

1/2 判事補(特) 田之脇崇洋

1/2 判事補(特) 井上結美子

(てん補)

ウ 知覧支部

家事事件、人事訴訟事件、家庭裁判所における通常訴訟事件、再審事件
及び家庭裁判所における保全命令事件全部

判事補(特) 近藤貴浩

(てん補)

エ 川内支部

家事事件、人事訴訟事件、家庭裁判所における通常訴訟事件、再審事件
及び家庭裁判所における保全命令事件全部

判事 高見進太郎

オ 鹿屋支部

(ア) 家事事件

a 家事調停事件

1/2 判事 堀一策

1/2 判事補(特) 山田悠一郎

b 家事審判事件

1/2 判事 堀一策

1/2 判事補(特) 山田 悠一郎

ただし、家事調停事件からの審判移行事件は、当該調停担当裁判官が担当する。

c 家事雑事件（臨検等の許可状の請求事件を含む。）

1/2 判事 堀 一策

1/2 判事補(特) 山田 悠一郎

ただし、家事調停事件及び家事審判事件に付随する事件を除くものとし、家事調停事件及び家事審判事件に付随する事件は、当該調停担当裁判官及び当該審判担当裁判官がそれぞれ担当する。

(イ) 人事訴訟事件等

a 人事訴訟事件、家庭裁判所における通常訴訟事件及び再審事件

1/2 判事 堀 一策

1/2 判事補(特) 山田 悠一郎

b 家庭裁判所における保全異議事件

1/2 判事 堀 一策

1/2 判事補(特) 山田 悠一郎

c 家庭裁判所における保全命令事件

1/2 判事 堀 一策

1/2 判事補(特) 山田 悠一郎

カ 種子島出張所

家事事件全部 以下の裁判官が、順次てん補する。

平成31年

4月～5月 判事 毛利 友哉

6月～11月 判事補(特) 水谷 遥香

12月 判事 砂古 剛

なお、種子島出張所におけるてん補日以外の裁判事務は、てん補日を区

切りとし、てん補の翌日から次回てん補日までを次回のてん補を担当する裁判官が行う。ただし、12月のてん補日の翌日から12月31日までは判事砂古剛が行う。

おって、担当裁判官が夏季休暇により不在の場合は、前回てん補した裁判官が行う。

キ 屋久島出張所

家事事件全部 以下の裁判官が、てん補する。

平成31年

4月	判	事	秋吉信彦
6月	判	事	秋吉信彦
8月	判	事	秋吉信彦
10月	判	事	野々垣隆樹
12月	判	事	野々垣隆樹

なお、屋久島出張所におけるてん補日以外の裁判事務は、てん補日を区切りとし、てん補の翌日から次回てん補日までを次回のてん補を担当する裁判官が行う。ただし、12月のてん補日の翌日から12月31日までは判事野々垣隆樹が行う。

おって、担当裁判官が夏季休暇により不在の場合は、判事野々垣隆樹が行う。

ク 徳之島出張所

家事事件全部 以下の裁判官が、順次てん補又は事件出張を行う。

平成31年

4月～12月

徳之島出張所てん補	判事補(特)	黒木宏太
5月 沖永良部事件出張	判	赤谷圭介
7月 沖永良部事件出張	判	赤谷圭介

9月 沖永良部事件出張 判事 赤谷圭介

11月 沖永良部事件出張 判事 赤谷圭介

なお、判事赤谷圭介及び判事補（特）黒木宏太は、必要に応じて、上記以外の徳之島出張所てん補並びに沖永良部及び与論事件出張を行う。てん補日及び事件出張日以外の裁判事務は、判事補（特）黒木宏太が行う。

ケ 大口出張所

家事事件全部 判事補（特） 水谷遙香

（てん補）

コ 指宿出張所

家事事件全部 判事補（特） 中井太朗

（てん補）

2 司法行政事務

知覧支部は判事補（特）近藤貴浩が、徳之島出張所は判事赤谷圭介が、その他の各出張所は当該てん補裁判官が、それぞれ司法行政事務を処理する。

なお、種子島出張所及び屋久島出張所におけるてん補日以外の司法行政事務は、てん補日を区切りとし、てん補の翌日から次回てん補日までを次回のてん補を担当する裁判官が行う。ただし、12月については、てん補日の翌日から12月31日までは種子島出張所は判事砂古剛が、屋久島出張所は判事野々垣隆樹が、それぞれ行う。

おって、担当裁判官が夏季休暇により不在の場合、種子島出張所の司法行政事務は、前回てん補した裁判官が、屋久島出張所の司法行政事務は、判事野々垣隆樹が行う。

第3 代理順序

1 本 庁

(1) 裁判事務

ア 合議体

第2の1(1)ア(ウ)に定める担当裁判長に差し支えがある場合には、所長の指名による。

イ 単 独 体

担当裁判官に差し支えがあるときは、次の順序により代理する。

(ア) 家事事件

担当裁判官	代理順序	
	1	2
判事	判事	判事補(特)
松井英隆	毛利友哉	中井太朗
判事	判事補(特)	判事補(特)
毛利友哉	中井太朗	水谷遙香
判事補(特)	判事補(特)	判事
中井太朗	水谷遙香	毛利友哉
判事補(特)	判事	判事補(特)
水谷遙香	毛利友哉	中井太朗

(イ) 少年事件は、判事毛利友哉に差し支えがある場合には、判事補大竹泰章が、判事補(特)中井太朗に差し支えがある場合には、判事毛利友哉が、判事補大竹泰章に差し支えがある場合には、判事補(特)中井太朗が代理する。

ただし、

a 身柄送致事件の観護措置の担当裁判官に差し支えがあるときは別紙第2に定める観護措置当番及び代理表の代理順序による。

b 休日及び時間外における同行状（緊急同行状を含む。）の執行を受けた少年に対する観護措置並びに休日及び時間外における国選付添人選任の担当裁判官に差し支えがあるときは、送致事件の担当裁判官、判事補大竹泰章、判事補(特)中井太朗、判事毛利友哉が順次これを代

理する。

- (ウ) 人事訴訟事件及び家庭裁判所における通常訴訟事件は、判事毛利友哉に差し支えがある場合には、判事補(特)中井太朗が、判事補(特)中井太朗に差し支えがある場合には、判事補(特)水谷遙香が、判事補(特)水谷遙香に差し支えがある場合には、判事毛利友哉が代理する。
- (エ) 家庭裁判所における保全命令事件、家庭裁判所における保全異議事件及び再審事件は、判事毛利友哉に差し支えがある場合には、判事補(特)中井太朗が、判事補(特)中井太朗に差し支えがある場合には、判事補(特)水谷遙香が、判事補(特)水谷遙香に差し支えがある場合には、判事毛利友哉が代理する。

ウ 前記イにより裁判事務を処理する裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

(2) 司法行政事務

所長に差し支えがあるときは、判事毛利友哉がこれを代理し、同人に差し支えがあるときは、判事補(特)中井太朗がこれを代理し、同人に差し支えがあるときは、判事補(特)水谷遙香がこれを代理する。

2 支部及び出張所

(1) 名瀬支部

ア 裁判事務

判事赤谷圭介に差し支えがあるときは、判事補(特)黒木宏太、判事毛利友哉が順次これを代理し、判事補(特)黒木宏太に差し支えがあるときは、判事赤谷圭介、判事毛利友哉が順次これを代理し、上記各裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

イ 司法行政事務

司法行政事務を処理する裁判官に差し支えがあるときは、判事補(特)黒木宏太、判事毛利友哉が順次これを代理し、上記各裁判官に差し支えが

あるときは、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

(2) 鹿屋支部

ア 裁判事務

判事堀一策に差し支えがあるときは、判事補（特）山田悠一郎、判事毛利友哉が順次これを代理し、判事補（特）山田悠一郎に差し支えがあるときは、判事堀一策、判事毛利友哉が順次これを代理し、上記各裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

イ 司法行政事務

司法行政事務を処理する裁判官に差し支えがあるときは、判事補（特）山田悠一郎、判事毛利友哉が順次これを代理し、上記各裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

(3) 徳之島出張所

裁判事務及び司法行政事務を処理する裁判官に差し支えがあるときは、判事赤谷圭介又は判事補（特）黒木宏太、判事毛利友哉が順次これを代理し、上記各裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

(4) 名瀬支部及び鹿屋支部以外の支部並びに徳之島出張所以外の出張所

裁判事務及び司法行政事務を処理する裁判官に差し支えがあるときは、判事毛利友哉がこれを代理し、同人に差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

第4 開廷日割

1 本 序

事 件	担当裁判官	開廷日（曜日）
家事調停事件	判 事 松井 英隆	火
	判 事 毛利 友哉	水, 金

	判事補（特）中井 太朗	月，木
	判事補（特）水谷 遥香	月，木
家事審判事件	判 事 松井 英隆	火
	判 事 毛利 友哉	月，木
	判事補（特）中井 太朗	火，金
	判事補（特）水谷 遥香	水，金
家事雑事件	判 事 毛利 友哉	隨時
	判事補（特）中井 太朗	隨時
	判事補（特）水谷 遥香	隨時
少年保護事件	判 事 毛利 友哉	月，火
	判事補（特）中井 太朗	水，金
	判事補 大竹 泰章	水，金
準少年保護事件	判 事 毛利 友哉	隨時
	判事補（特）中井 太朗	隨時
	判事補 大竹 泰章	隨時
少年雑事件	判 事 毛利 友哉	隨時
	判事補（特）中井 太朗	隨時
	判事補 大竹 泰章	隨時
人事訴訟事件	判 事 毛利 友哉	木
	判事補（特）中井 太朗	火
	判事補（特）水谷 遥香	水
家庭裁判所における 通常訴訟事件	判 事 毛利 友哉	木
	判事補（特）中井 太朗	火
	判事補（特）水谷 遥香	水
家庭裁判所における	判 事 毛利 友哉	隨時

保全命令事件	判事補（特）中井 太朗	隨時
	判事補（特）水谷 遥香	隨時
家庭裁判所における 保全異議事件	判 事 毛利 友哉	隨時
	判事補（特）中井 太朗	隨時
	判事補（特）水谷 遥香	隨時

2 支部及び出張所

(1) 家事調停事件及び家事審判事件

ア 名瀬支部 家事調停事件 月, 火, 水曜日

家事審判事件 月, 火, 水曜日

イ 加治木支部 家事調停事件 月, 水曜日

家事審判事件 隨時

ウ 知覧支部 月, 火, 木曜日

エ 川内支部 火, 金曜日

オ 鹿屋支部 水, 木, 金曜日

カ 種子島出張所 隨時

キ 屋久島出張所 隨時

ク 徳之島出張所 隨時

ケ 大口出張所 火曜日

コ 指宿出張所 金曜日

(2) 少年保護事件

名瀬支部 金曜日

(3) 人事訴訟事件及び家庭裁判所における通常訴訟事件

ア 名瀬支部 火, 水曜日

イ 加治木支部 月, 火, 木曜日

ウ 知覧支部 月, 火, 木曜日

エ 川内支部 月, 木曜日

才 鹿 屋 支 部

月，水，木曜日

(4) 家庭裁判所における保全命令事件

ア 名瀬支部 隨時

イ 加治木支部 隨時

ウ 知覧支部 隨時

エ 川内支部 隨時

才 鹿 屋 支 部 隨時

附 則

- 1 この事務分配等の定めは、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この事務分配等の定めは、平成31年1月16日から施行する。
- 3 この事務分配等の定めは、平成31年3月1日から施行する。
- 4 この事務分配等の定めは、平成31年4月1日から施行する。

(別紙第1)

合議体

1 裁判長

- (1) 判事毛利友哉に配てんする。
- (2) (1)に差し支えがあるときは、所長が指名する裁判官に配てんする。

2 右陪席裁判官

- (1) 判事補（特）中井太朗に配てんする。
- (2) (1)に差し支えがあるときは、判事補（特）宍戸崇、判事恒光直樹に順次配てんする。
- (3) (1)及び(2)に差し支えがあるときは、所長が指名する裁判官に配てんする。

3 左陪席裁判官

- (1) 判事補大竹泰章に配てんする。
- (2) (1)に差し支えがあるときは、判事補（特）水谷遙香に配てんする。
- (3) (1)及び(2)に差し支えがあるときは、所長が指名する裁判官に配てんする。

(別紙第2)

観護措置当番及び代理表

1 勤務時間内の観護措置当番裁判官に差し支えがあるときは、次表に定める裁判官が順次代理する。

観護措置の受理曜日	当 番	代 理 順 序	
		1	2
月	判 事 毛利 友哉	判事補 (特) 中井 太朗	判事補 大竹 泰章
火	判事補 (特) 中井 太朗	判事補 大竹 泰章	判 事 毛利 友哉
水	判事補 大竹 泰章	判 事 毛利 友哉	判事補 (特) 中井 太朗
木	判事補 (特) 中井 太朗	判事補 大竹 泰章	判 事 毛利 友哉
金	判事補 大竹 泰章	判 事 毛利 友哉	判事補 (特) 中井 太朗

2 休日及び時間外は、別に定める裁判官令状当番表の順序により担当する。

ただし、鹿児島家庭裁判所の補職がない裁判官が当番の場合には、判事補 (特) 中井太朗、判事毛利友哉、判事補大竹泰章が順次担当する。